

## 半田市飲料水供給施設の維持管理要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)の適用を受けない給水施設(以下「施設」という。)の整備促進及び適正な維持管理方法を定めることにより、施設設置者による安全な飲料水の供給に寄与することを目的とする。

### (適用の範囲)

第2条 この要綱の適用となる施設は、半田市内の一般の需用に応じて水道により飲料水を供給する施設であって、給水人口が100人以下の給水施設とする。

### (施設の整備)

第3条 施設の整備については、次のとおりとする。

- (1) 取水施設・浄水施設・配水施設等が不完全と思われる施設については、水道施設の技術的基準を定める省令(平成12年厚生省令第15号。以下「水道施設基準」という。)に準じて整備すること。
- (2) 消毒設備は衛生管理上最も重要であり、必ず設置するとともに平常よりその整備点検に努めること。
- (3) 施設内に関係者以外の者又は動物が侵入できないよう柵をし、施錠すること。

### (維持管理)

第4条 施設の維持管理については、次のとおりとする。

- (1) 施設における汚染防止については、配水管の漏水の有無、汚染のおそれのある器具との連結などに注意し、特に水源における汚染防止については、次の点に注意すること。
  - ア 河川表流水源及び貯水水源では、し尿、下水、農薬及び工場排水などの流入に注意し、これらに対し万全の措置を講ずること。
  - イ 地下水源にあつては、その周辺における地表面の直接汚染源について注意するとともに、汚水の地下浸入についても考慮すること。
- (2) 水道による感染症発生防止のため、消毒が中断しないよう常に消毒設備を整備し、給水栓水の遊離残留塩素濃度を常に0.1mg/L以上(結合残留塩素濃度0.4mg/L以上)に保持すること。
- (3) 水質検査
  - ア 水質検査は、法第20条の規定に準じて、定期及び臨時の水質検査を実施すること。
  - イ 水質検査計画については、水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)の規定に準じて

策定すること。

ウ 日常検査の結果と措置等は、別表により行うこと。

(4) 施設管理業務従事者は、法第 2 1 条の規定に準じて、定期及び臨時の健康診断を実施すること。

(5) 塩素剤は少なくとも 1 0 日分以上の量を確保し、乾燥した冷暗所に貯蔵すること。

(6) 施設の適正な管理を行うため、管理責任者をおくこと。

(その他)

第 5 条 管理責任者は、給水施設の使用開始前に、法第 4 条の規定による水質検査を実施し、水質基準に適合していることを確認しなければならない。

2 管理責任者は、水質汚染事故が発生した場合は、速やかに市長に報告するものとする。なお、供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険であることを関係者に周知しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から適用する。